

令和3年度第3回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和3年10月4日（月）14時～15時30分

場 所：徳島県職員会館 視聴覚室

議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

「(仮) マルナカ佐古店」の新設届出

「家電住まいる館YAMADA徳島本店」の変更届出

「マルナカ石井店」の変更届出

「マルナカ鴨島店」の変更届出

「パワーシティ鳴門」の変更届出

出席委員：奥嶋委員、名田委員、大森委員、岡部委員、佐々木委員

県出席者：(事務局) 商工労働観光部 企業支援課

(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

■議題1

「(仮) マルナカ佐古店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：(マルナカ出入口2の右折入出庫禁止のために) 道路に新設するポストコーンについては、道路を挟んで対面する店舗にも影響があると思うが、当該店舗経営者はポストコーンについて知っているのか。対面する店舗の駐車場は車の出入りが激しく、錯綜するときもある。

事務局：届出は4か月間告示縦覧している。また、既にポストコーンは設置されており、対面店舗の出入口からは少し離れている。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

①出入口2における交通整理について配慮すること。

を留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

■議題2

「家電住まいる館YAMADA徳島本店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了

■議題3

「マルナカ石井店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：出入口1には停止線と「止まれ」の路面標示がない。あった方が適切である。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

①出入口1については路面標示による注意喚起を行うことが望ましい。

を留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

■議題4

「マルナカ鴨島店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了

■議題5

「パワーシティ鳴門」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了